



# 三重県公報

平成13年3月30日(金)

号外

## 目次

- 告 示**
- 農林水産商工部関係補助金等交付要綱の一部改正……………(漁政課) 1
  - 監査委員公表**
  - 監査結果の公表……………(監査委員) 3
  - 公 告**
  - 一般競争入札を行う旨……………(大気水質課) 9

## 告 示

### 三重県告示第189号

農林水産商工部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成13年3月30日

三重県知事 北 川 正 恭

農林水産商工部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産商工部関係補助金等交付要綱(平成11年三重県告示第100号)の一部を次のように改正する。

別表1の(6)の表中第5号の項を削り、第6号の項を第5号の項とし、第7号の項を第6号の項とし、第8号の項を削り、同表第9号の項(A)の欄中「内水面資源活用推進事業補助金」を「内水面域振興活動推進事業補助金」に改め、同項を同表第7号の項とし、同表第10号の項を同表第8号の項とし、同表第11号の項(B)の欄中「遠洋・沖合漁業者」を「遠洋、沖合及び沿岸漁業者」に改め、同項(E)の欄中「三重県鯉鮪漁業協同組合」

を「三重県鯉鮪漁業協同組合  
三重県超短波無線漁業協同組合」に改め、同項を同表第9号の項とし、同表中第12号の項を第10号の項とし、第13号の項

を第11号の項とし、第14号の項及び第15号の項を削り、第16号の項を第12号の項とし、第17号の項を第13号の項とし、第18号の項(E)の欄を次のように改め、同項を第14号の項とする。

三重県漁業協同組合連合会又は漁業協同組合

別表1の(6)の表中第19号の項を第15号の項とし、同項の次に次のように加える。

16	合併漁協自立支援事業利子補給補助金	合併漁協の早期自立を促すため、経営を圧迫する借入金利の軽減を図るとともに、広域漁協合併の促進を図る。	三重県信用漁業協同組合連合会が、県の承諾を受けた合併漁協の自立を達成するために必要な事業資金及び運営資金の貸付を行って利息を減免した場合、その減免に要した経費	別に定める。	三重県信用漁業協同組合連合会
17	合併漁協自立基盤確立事業費補助金	合併漁協が計画する施設及び機器の整備等のうち既存制度では対応できないもの	合併漁協が自立を達成するために行う次の施設整備等に要する経費 (1) 漁協事業の実施に必要な施設及び機器	1/2以内。ただし、5千万円を限度とする。	漁業協同組合

	について補助を行い、早期自立達成に資する。	(2) 漁協運営の合理化に必要な施設及び機器 (3) 組合員等の情報交換に必要な施設及び機器 (4) 漁業振興や漁場保全に必要な施設 (5) 都市住民との交流に必要な施設 (6) その他早期自立達成に資する施設及び機器	
--	-----------------------	---	--

別表 1 の(6)の表中第20号の項を第18号の項とし、同表第21号の項 (A) の欄中「栽培漁業事業化総合推進事業費補助金」を「資源増大パイロット事業費補助金」に改め、同項 (C) の欄を次のように改め、同項を同表第19号の項とする。

回遊性資源増大パイロット事業に要する経費

別表 1 の(6)の表中第22号の項を第20号の項とし、第23号の項を次のように改め、同項を第21号の項とする。

21	沿岸漁業構造改善事業費補助金	我が国周辺水域における資源管理の強化、漁業経営の改善及び担い手育成、流通加工消費対策並びに漁業地域の振興を推進するために、沿岸漁業において持続的な漁業生産体制を構築するのに必要な漁業生産基盤としての共同利用施設等の整備を図る。	<p>1 沿岸漁業漁村振興構造改善事業 沿岸漁業構造改善計画に基づいて行う次の事業に要する経費</p> <p>(1) 持続的漁業生産環境整備事業</p> <p>ア 沿岸漁場環境保全事業 5 / 6 以内 イ 増養殖場造成改良事業 5 / 6 以内 ウ 資源培養推進施設整備事業 5 / 6 以内</p> <p>エ 沿岸漁場管理強化施設整備事業 7 / 10 以内 オ 漁業近代化推進施設整備事業 7 / 10 以内 カ 持続的漁業生産環境整備事業施設活用支援事業 1 / 2 以内 キ 特認事業 前記同種の事業に準ずるものとする。</p> <p>(2) 漁業経営・担い手対策事業</p> <p>ア 漁協合併対策事業 7 / 10 以内 イ 担い手対策事業 5 / 6 以内 ウ 女性の地位向上等事業 7 / 10 以内 エ 漁業経営・担い手対策事業施設活用支援事業 1 / 2 以内 オ 特認事業 前記同種の事業に準ずるものとする。</p> <p>(3) 水産物流通高度化事業</p> <p>ア 流通等改善施設整備事業 7 / 10 以内 イ 特認事業 前記同種の事業に準ずるものとする。</p> <p>(4) 沿岸漁業地域活性化事業</p> <p>ア 漁村環境整備事業 7 / 10 以内 イ 地域水産物交流事業 7 / 10 以内 ウ 漁村景観対策事業 7 / 10 以内 エ 特認事業 前記同種の事業に準ずるものとする。</p> <p>2 漁港高度利用活性化対策事業 漁港高度利用活性化対策事業基本計画に基づいて行う次の事業に要する経費</p> <p>(1) 漁港高度利用活性化対策関連施設整備事業 7 / 10 以内</p>	市町村、地方公共団体の一部事務組合、漁業協同組合、三重県漁業協同組合連合会、漁業生産組合、公社(地方公共団体等が構成する法人をいう。以下同じ。)又は沿岸漁業者等が組織する団体
				市町村

	(2) 特認事業	前記同種の事業に準ずるものとする。
--	----------	-------------------

別表 1 の(6)の表中第24号の項を第22号の項とし、  
同表第25号の項 ( C ) の欄中「 1 水産物流通加工基盤強化対策事業」を「水産物流通加工基盤強化対策事業」

に改め、

「 (3) 沿岸地域流通加工機能強化対策事業 2 水産物高付加価値化技術開発事業 加工技術開発に関する共同開発基本計画に基づく研究開発事業に要する経費 3 地域水産物高度化推進圏形成事業 一定の拡がりをもった推進圏の形成を図り、複数の漁業協同組合の協力の下で地域水産物の高度化を目指す次の事業に要する経費 (1) 組織化推進事業 (2) 指導者育成事業       」	を削り、同項 ( D ) の欄中「 3 / 4 以内」を削り、同項 ( E ) の
--	---

欄中

「 市町村、水産業協同組合、中小企業等協同組合及び知事が適当と認める団体市町村、水産業協同組合、中小企業等協同組合及び知事が適当と認める団体       」	を削り、同項を同表第23号の項とし、同表中第26号の項を第24号の項とし、第27号の
--	--

項 ( A ) の欄から ( C ) の欄までを次のように改め、同項を第25号の項とする。

内水面環境活用総合対策事業費補助金	内水面漁業における所得の向上、水産資源の増大及び環境保全、遊漁者との調和ある水面利用等を推進するために、生態系との調和、地域特性の活用、他産業との連携等を念頭に置いた諸施設の整備を行い内水面漁業の振興及び地域の活性化を図る。	1 基幹地域活性化事業に要する経費 2 関連地域活性化事業に要する経費
-------------------	--	--

別表 1 の(6)の表中第28号の項を第26号の項とし、同表第29号の項 ( C ) の欄中「次の事業に要する経費」及び「(2) 小規模漁場保全事業」を削り、「(1) 並型魚礁設置事業」を「並型魚礁設置事業に要する次に掲げる経費」に改め、同項 ( D ) の欄中「 3 / 4 以内」を削り、同項 ( E ) の欄中「市町村」を削り、同項を同表第27号の項とし、同表中第30号の項から第40号の項までを 2 項ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の農林水産商工部関係補助金等交付要綱の規定は、平成12年度分の補助金から適用する。

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第 9 号

地方自治法 ( 昭和22年法律第67号 ) 第199条第 2 項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を同条第

9項の規定により、次のとおり公表します。

平成13年3月30日

三重県監査委員	恒	藤	則	行
三重県監査委員	島	本	暢	夫
三重県監査委員	川	端	治	夫

#### 第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、行政事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、適正に行われているかなどについて、監査を実施するものである。

#### 第2 監査対象事務及びその選定理由

##### 1 監査対象事務

監査対象事務は、「地域機関に係る県民室の広報・広聴について」とした。

##### 2 監査対象事務の選定理由

平成10年度の行政システム改革により県民局の充実強化・組織の総合化が図られ、新たに県政一般の相談窓口として県民室が設置された。県民室は、直接地域住民と県政との接点であり県民との協働を実現するため重要な役割を担っている。これら県民室が効率的・効果的にその機能を発揮しているかなどを監査し、県民サービスの向上に資することを目的とする。

#### 第3 行政監査の概要

##### 1 実施時期

平成12年4月から平成13年3月までの間に実施した。

##### 2 実施方法

事務局職員が提出された監査調書をもとに定期監査と同時に予備監査を行い、それらの結果を踏まえて委員監査を実施した。

##### 3 監査の対象機関

三重県行政組織規則第31条の規定に基づき県民局企画調整部内に設置された県民室とした。

##### 4 監査の着眼点

監査にあたっては、次のことを監査の着眼点とした。

###### (1) 広報活動について

ア 広報等の処理は適切に行われているか

イ 県民室の案内・広報は適切に行われているか

###### (2) 広聴活動について

ア 広聴の体制は整備され適切に運営されているか

イ 意見・要望等は適切に処理されているか

###### (3) 県民室の運営について

ア 県民ニーズを把握しているか

イ 県民局相互の連携は適切か

#### 第4 監査の結果

##### 1 県民室の状況

###### (1) 県民室の役割

県民室の業務については、分掌事務以外定められたものは無かったが、平成10年の県民室設置当時の資料には、県民室の役割として、「県政一般の相談窓口として、県民の方が県行政に寄せる相談を引き受け、県民が納得できる親切で適切な対応をすること」とされている。この理由として、「行政需要の多様化に伴い、現在の行政組織では必ずしも所管が明らかでない案件が発生しており、結果として案件が所属間でキャッチボールされたり、あるいは電話のたらい回しになっているなどの例が目立っている。このような場合に、しっかりと『県民の声』を受け止める窓口があって、担当部署、グループ、スタッフまで責任を持って紹介してくれたり、担当がわからない場合には、決まるまで面倒を見てくれる担当者がいれば、『県民』にとっては、これまで以上に『満足な行政』となる」としている。

###### (2) 業務の内容(分掌事務)

県民室の業務は以下の内容であり、広報・広聴に関することについては政策広聴広報課県民の声相談室と、「県民の皆さんへ」に関することについては政策評価推進課と連携している。

- ・ 県政の広聴及び広報に関すること

- ・ 行政相談に関すること
- ・ 「県民の皆さんへ」に関すること

(3) 県民室の体制

県民室は、県民局企画調整部の内部組織として設置され、その職員は、全員兼務職員である。室長は企画調整部の企画調整部門のグループリーダーが兼務し、その他の職員は各部のグループリーダー級の職員が兼務している。

なお、企画調整部においては、県民室長以外の職員も広報・広聴に係る事務を行っていることが見受けられた。

[表 - 1 県民室兼務職員の状況]

県民局	企画調整部	県税部	生活環境部	保健福祉部	農林水産 商工部	建設部	下水道部	計
北勢	1	3	1	3	2	3	1	14
津地方	1	1	1	1	1	2	1	8
松阪地方	1	1	1	1	1	1	-	6
南勢志摩	1	1	1	1	1	2	-	7
伊賀	1	1	1	1	1	1	-	6
紀北	1	1	1	1	1	1	-	6
紀南	1	-	1	1	1	1	-	5
計	7	8	7	9	8	11	2	52

注 部に複数の職員がいるのは、桑名、鈴鹿、久居、志摩庁舎に別れている部があるため

(4) 広報・広聴に係る会議

県民局における広報・広聴に関する会議等への参加課所としては、上記県民室兼務職員の属する課所以外に教育事務所等を含む県民局が見受けられた。

2 広報等の状況

(1) 県民局内各部の広報等の集約状況

ア 広報資料

県民局各部が、業務により作成・配布する広報資料（冊子、ポスター、ちらし等）の県民室の集約状況は以下のとおりであり、各部が重要と判断したものが提出されている。

[表 - 2 広報資料集約状況]

県民局	内 容
北勢	各部が重要案件等と判断したものを提供
津地方	部長会議において各部の判断により提供
松阪地方	各部が重要案件等と判断したものを提供
南勢志摩	毎月照会し、各部の判断により提供
伊賀	各部が重要案件等と判断したものを提供
紀北	各部が管内の県民に広く広報するものと判断したものを提供
紀南	所属長会議において各部の判断により提供

イ 報道機関提供資料

県民局各部が、報道機関に提供する資料の県民室の集約状況は以下のとおりであり、ほとんどの県民局においてはすべての資料が県民室に提出されるが2県民局においては各部の判断によっている。

[表 - 3 報道機関提供資料集約状況]

県民局	内 容	処 理 要 領 等
北勢	各部が重要案件等と判断したものを提供	
津地方	各部が局全体のもの、局長了知事項と判断したものを提供	県民局情報管理フロー
松阪地方	報道機関に資料提供する場合は県民室に提供	
南勢志摩	報道機関に資料提供する場合は県民室に提供	
伊賀	報道機関に資料提供する場合は県民室に提供	資料提供マニュアル
紀北	報道機関に資料提供する場合は県民室に提供	
紀南	報道機関に資料提供する場合は県民室に提供	記者クラブへの資料提供について

(2) 県民室の広報

平成10年度に県民室が設置されてから行われた、県民室に係る案内・広報は以下のとおりである。

## ア 県民局内の案内表示

県民局における県民室の場所、業務の内容を案内する表示の状況は表 - 4 のとおりであり、主として平成10年度に設置されているが一部に12年度に追加した県民局もある。

[表 - 4 県民局内の案内表示]

県民局	媒体	内容	設置場所	実施年度
津地方	看板	県民室の業務、場所の案内	ロビー	10年
松阪地方	看板	県民室の業務、場所の案内	ロビー	10年
	吊り下げ式表示板	県民室の場所の案内	3階エレベーター前	10年
	看板	県民室の場所を表示	県民室入口	10年
南勢志摩	案内板	県民室業務、場所の案内	正面玄関	10年
伊賀	立看板	県民室の場所の案内	正面玄関	10年
	表示板	県民室の場所を表示	県民室内	10年
	看板	県民室の業務、場所の案内	ロビー	12年
紀北	看板	県民室業務、場所の案内	ロビー	10年
紀南	立看板	県民室業務、場所の案内	1階エレベーター前	10年
	看板	県民室の場所を表示	県民室入口	12年
	吊り下げ式表示板	県民室の場所を表示	県民室内	12年

## イ 県民への県民室の広報

## (ア) 県全体で行った広報

三重県として行った県民室の広報の主なもの、県民局の組織変更に伴う案内ちらし等のほかは県広報誌「県政だより」により行われている。

[表 - 5 県民局の広報]

媒体	内容	時期等
ちらし	県民局毎の庁舎内配置・部名・グループ名・電話内容・主要業務を記載したチラシ「県民局の組織が変わりました」649,000枚	10年8月
県広報紙 「県政だより」	「県民局だより」で県民室の設置と業務を紹介	10年5月号
	「相談窓口」で県政全般に関する意見や提案窓口として各県民室の電話とさわやか提案箱について紹介	10年6月号
	「解説 県民の皆さんへ」で行政サービスに関する質問・意見・相談等の受付窓口として紹介	10年7月号
	「県政レポーター」で松阪地方県民局県民室をレポート	10年11月号
	「行政システム改革のゆくえ」で県民室を紹介	10年12月号
	「相談窓口」で紹介	11年5月号
	「県民の声」で紹介	11年6月号
	「相談窓口」で紹介	12年5月号
	あなたのそばに「県民室」があります で紹介	12年8月号

## (イ) 三重県ホームページによる広報

三重県ホームページの【窓口業務案内】>>【総務局のページ】に「『県民の皆さんへ』をはじめ、県政に対する各種の相談や意見など」として県民室が掲載されている。

同様に【地域機関一覧】>>【各県民局企画調整部のページ】に県民室の業務、連絡先が掲載されているが「分掌事務」及び「各種申請、相談等の窓口」の表示内容については各県民局で異なっていた。

## (ウ) 県民局が独自に行った広報

各県民局は、広報誌、新聞広告、インターネットと多様な方法で、県民室の広報を実施しており、その種類は年を追って増加している。

[表 - 6 県民局独自の広報]

県民局	主 な 内 容
津地方	平成12年度 インターネットの県民局ホームページで「皆様のご意見をお聞かせ下さい」として意見徴収を9月から実施
松阪地方	平成10年度 県民局広報誌「松阪地方県民局発県民室だより」発行 750部/回 平成10年度 4回(8. 10. 11. 2月)、平成11年度3回(5. 8. 12月)発行
伊賀	平成11年度 インターネットの県民局ホームページで「伊賀県民局さわやか提案箱」を設置 平成12年度 ちらし 66,000枚 4月 平成12年度 県民局広報誌「こんにちは伊賀県民局です」発行 9,000部 2回(10. 2月)

紀北	平成11年度 市町村広報誌に掲載 10月 平成12年度 地元紙2紙に掲載 1回 9月
紀南	平成12年度 県民局広報誌「紀南県民局だより」発行 21,000枚/回 4回 (4. 7. 10. 1月) 平成12年度 地元3紙に掲載 延べ年60回 (5月~10月)

3 広聴の状況

(1) 広聴の受付方法

県民の意見等を受付ける方法として、県民室への来訪、電話、Fax、手紙、さわやか提案箱については、すべての県民局において対応しているが、これに加え、伊賀県民局では平成11年度から企画調整部のホームページで「伊賀さわやか提案箱」として電子メールの受付を、津地方県民局では12年度から県民局ホームページで「皆様のご意見をお聞かせ下さい」として意見の聴取を行っている。

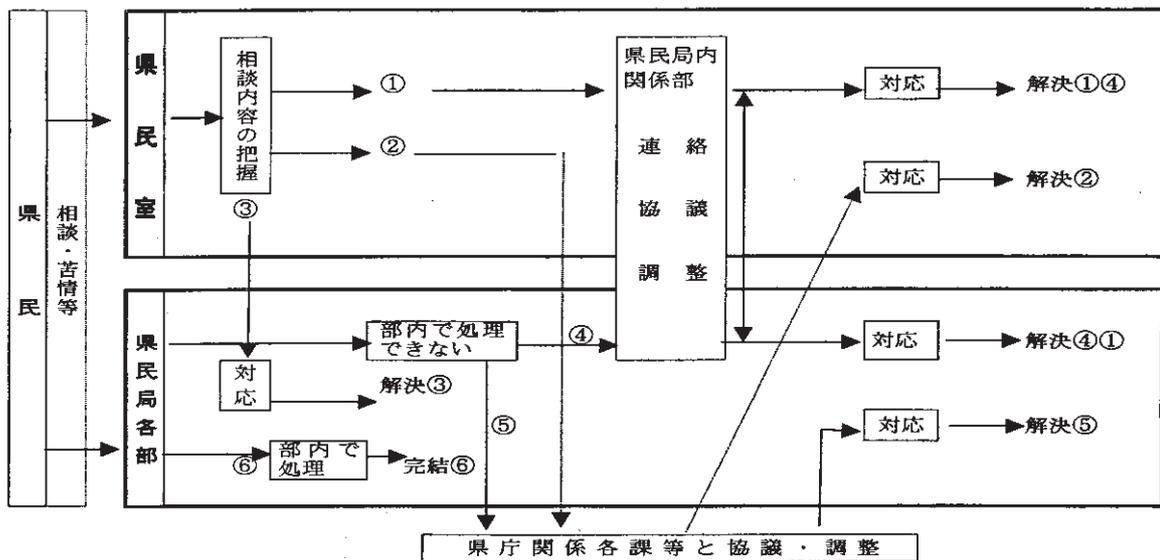
(2) 広聴の経路

ア 県民局内

各県民局管内の県民からの意見等の基本的な処理の流れは図-1のとおりである。

なお、広聴の結果及びその処理状況については、県民の声相談室において作成した、「広聴カード」及び「対応結果カード」の様式を利用している。

[図-1 県民からの意見等の処理の流れ 県民局内]



イ 県民室と県民の声相談室

政策広聴広報課県民の声相談室に寄せられる意見等のうち、県民局に関係するものは、各県民室へ転送され、県民局関係部等で対応されるとともに、その処理結果は県民室を通じて県民の声相談室に報告され、集約されている。

(3) 広聴の結果

平成11年度において、県民室及び県民局各部に寄せられ、県民室において集約した意見・要望等は以下のとおりであり、平均4.2日で県民に回答していた。

ア 受理方法による分類

11年度の広聴件数は55件で、そのうち電話によるものが33件と全体の60%を占め、続いて来訪となっている。

[表-7 受理方法別分類 11年度]

	来 訪	電 話	F A X	手 紙	電子メール	提 案 箱	そ の 他	計
北勢	1	7		1	-	4		13
津地方		5			-			5
松阪地方	1	3			-	3		7
南勢志摩	5	9	1	1	-		2	18
伊賀	1	3			1			5
紀北		6		1	-			7

紀南					-			0
計	8	33	1	3	1	7	2	55
割合%	14	60	2	5	2	13	4	100

注 政策広聴広報課県民の声相談室等に寄せられ、各県民局に回付されたものは含まない

なお、平成12年度において、県民室及びその業務に関して各種広報が実施されていたため、平成12年4月～12月までの広聴の状況を再調査した結果は次のとおりであった。

受理方法別の件数の割合は、11年度と同様、電話が最も多く、続いて来訪の順となっている。12年度に県民室の広報を行った伊賀県民局及び紀南県民局においてはその件数が増加している。

[表 - 8 受理方法別分類 12年(4月～12月)]

	来 訪	電 話	F A X	手 紙	電子メール	提 案 箱	そ の 他	計
北勢	1	3		1	-	1	1	7
津地方		7		1	-	1		9
松阪地方	1				-	1		2
南勢志摩	9	9		4	-			22
伊賀	4	5	1	2	3	1		16
紀北		7			-			7
紀南	4	4		1	-			9
計	19	35	1	9	3	4	1	72
割合%	27	49	1	12	4	6	1	100

#### イ 内容による分類

苦情要望が全体の60% (33件) と最も多く、次いで提案意見の20% (11件) となっている。

[表 - 9 内容による分類]

	提案意見	苦情要望	相談	照会	計
北勢	6	5	2		13
津地方	1	4			5
松阪地方	2	5			7
南勢志摩	1	11	6		18
伊賀		4	1		5
紀北	1	4		2	7
紀南					0
計	11	33	9	2	55

#### ウ 広聴入手機関別分類

意見等の入手は県民室が最も多く、全体の89%となっている。

[表 - 10 入手機関別分類]

	県民室	県税部	生活環境部	保健福祉部	農林水産 商工部	建設部	下水道部	計
北勢	13							13
津地方	5							5
松阪地方	6	1					-	7
南勢志摩	15	3					-	18
伊賀	3		2				-	5
紀北	7						-	7
紀南		-					-	0
計	49	4	2	0	0	0	0	55

#### エ 各部が入手した広聴結果の県民室への提出根拠

県民局内各部が直接県民から寄せられた意見等について県民室へ提出する根拠は次のとおりであり、県民局各部で「問題のあるものや県民局として把握しなければならない」として判断した意見等が県民室に提出されている。

[表 - 11 広聴結果提出根拠]

	各 部 の 判 断 基 準
北勢	重要案件、局長に周知すべきものと判断したもの

津地方	特に基準は示していない
松阪地方	問題のあるものや県民局として把握しなければならないとして判断したもの
南勢志摩	問題のあるものや県民局として把握しなければならないとして判断したもの
伊賀	特に基準は示していない
紀北	問題のあるものや県民局として把握しなければならないとして判断したもの
紀南	問題のあるものや県民局として把握しなければならないとして判断したもの

#### 4 県民室の運営について

県民のニーズを把握するため、県民室について県民の意見を聴取したのは、松阪地方県民局、紀北県民局、紀南県民局であり、方法としては、県民室だより、アンケートによるものであった。

紀北県民局において実施された来庁者アンケートでは、県民室を知っている人の割合が11年度では19%であったが、12年度地元新聞に県民室について掲載後のアンケートでは30%に増加するなどその効果が現れている。

また、各県民局の県民室間の相互連携としては、政策広聴広報課が主催する広聴広報キーパーソン会議等に出席し意見交換等行っていた。

#### 第5 監査の意見

平成10年度の行政システム改革により県民局の充実強化・組織の総合化が図られ、新たに県政全般に関する意見や提案の窓口として県民室が設置された。県民室は、直接地域住民と県政との接点であり県民との協働を実現するため重要な役割を担っており、これら県民室が効率的・効果的にその機能を発揮していることが求められている。

このようなことから、監査結果についての意見を次のとおり述べる。

##### 1 広報等について

(1) 県民室は、平成10年度に設置されてから、県全体及び各県民局で「県民室」についての広報を行ってきたが、平成13年に実施された「県民満足度調査」では県民室の存在を知らなかったという回答者が70%を越えるなどその認識度はまだ低いように思われる。

県民室自体の広報については、伊賀、紀北、紀南県民局の広報の結果から効果が期待できるので引き続き啓発が必要である。

(2) 県民局各部から報道機関への資料提供については、各部の判断によるものとする県民局も見受けられたが、県民局管内の情報の把握からも報道機関への資料提供はすべて県民室へ提出するよう努めること。

##### 2 広聴について

(1) 広聴の受付については、多様な方法が望ましく、県民の声相談室の意見等の受理方法でも電子メールによるものが11年度は10年度の約10倍（一般県政相談）と急増していることから各県民局においてもホームページを作成する場合は、電子メール等の広聴窓口を設置する必要がある。

(2) 県民局各部から県民室への広聴結果の提供は、11年度55件中6件であった。これは、県民局各部が広聴機関であるとしての広報が行われていないこともあるが、各部独自の判断基準に基づいた結果とも考えられる。広聴結果は県行政運営の重要な情報であることからより情報を集約できるよう、電子メール等の活用など職員が広聴結果を簡易に記録・報告する方法等の負担軽減策の検討とともに、広聴業務が日常業務の一環であることについて一層の意識高揚が必要である。

(3) 広聴等の構成メンバーに知事部局以外の教育事務所等を含めている県民局も見受けられた。これは、広く県民のニーズを把握するうえで適当な方法であるので、今後とも体制整備に努められたい。

#### 第6 まとめ

広報・広聴の機能は、県政の状況を県民に示すとともに、県民の意見を県政に生かし、県民参加の県政を推進する重要な機能であり、今後も充実させる必要がある。

また、広報・広聴の業務については、県民室の職員だけでなく、職員一人一人が広聴担当者であり県政の広報担当者であることの自覚の促進が必要であり、今後より一層の努力を期待するものである。

## 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成13年3月30日

三重県知事 北川 正 恭

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 名称  
平成13年度大気汚染自動測定機器等保守管理業務
- (2) 委託期間  
平成13年4月16日から平成14年3月31日までとします。
- (3) 委託業務の範囲  
保守管理を行う測定局及び測定機器の種類は、次のとおりです。  
ア 測定局 鈴鹿算所保育所測定局他18局  
イ 測定機器の種類 窒素酸化物自動測定記録計他7測定記録計
- (4) 委託業務の内容  
測定機器の日常保守点検及び定期点検等、入札説明書（仕様書）で指定する項目

## 2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(8)までのすべての要件を満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号。以下「規則」といいます。）第60条第3項の規定による物件関係入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要項により、指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 過去5箇年の間に国、県又は他の地方公共団体及びこれに準ずる団体と1の業務と同種の契約実績を有する者であること。
- (5) 環境計量証明事業者登録がされている者であること。
- (6) 県内に技術者を5人以上常駐している者であること。
- (7) 測定機器等の異常時には、土曜日、日曜日及び祝日等勤務時間外においても、直ちに対応できる技術者を確保している者であること。
- (8) 委託業務遂行上必要な「環境大気常時監視マニュアル [改定版]（環境庁大気保全局編集、平成10年9月発行）」3章1. 3(3)に示す施設及び設備（化学試験室、機器調整室、情報処理室等）を確保している者であること。

## 3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局  
郵便番号 512-1211 三重県四日市市桜町3690 - 1  
三重県環境学習情報センター  
電話番号 0593-29-2000  
FAX番号 0593-29-2909
- (2) 入札説明書（仕様書）の交付の期間及び場所  
ア 交付期間 平成13年3月30日（金）から同年4月4日（水）までとします。  
イ 場所 3の(1)に同じです。
- (3) 競争入札参加資格の確認  
入札参加希望者は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書類を提出してください。なお、書類の提出時にヒアリングを実施します。  
期限までに申請書類を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。  
ア 提出書類 入札説明書（仕様書）で指定した申請書及び入札参加資格に関する証明書類  
イ 提出日時 平成13年4月6日（金）午後2時  
ウ 提出場所 3の(1)に同じです。  
エ 参加資格審査結果通知 平成13年4月9日（月）に通知します。
- (4) 入札の日時及び場所  
ア 日時 平成13年4月13日（金）午後2時に行います。  
イ 場所 三重県四日市市桜町3690 - 1 三重県環境学習情報センター 1階 研修室
- (5) 開札の日時及び場所

3の(4)と同じです。

(6) 契約条項を示す場所

三重県四日市市桜町3690 - 1 三重県環境学習情報センター

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札書は、本人（三重県入札参加資格者名簿に登録されている者）又はその代理人が入札を行うものとします。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとします。

イ 入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札書は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。

ウ 郵送による入札は認めません。

エ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除します。

オ 契約保証金

契約保証金は、入札金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務の仕様に適合したものを委託できると判断した入札者であって、規則第66条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

入札の執行回数は3回を限度とし、3回の入札において落札者がいないときは、予定価格の制限の範囲内において、3回目で最低の価格で入札を行った者と随意契約を行うものとします。ただし、随意契約の見積回数は、3回を限度とします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書及びその他規則第72条各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。

4 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

毎週火、金曜日発行  
購読料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)  
1 箇月 2,700円  
1 箇年 32,400円  
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。  
<http://www.pref.mie.jp/>

平成13年3月30日発行  
津市広明町13番地  
三 重 県  
印刷・販売 伊藤印刷株式会社  
〒514-0027 三重県津市大門32-13  
TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862